

1. 介護福祉施設サービス費

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費

項目	居室	介護報酬額
要介護 1	ユニット型個室	6 7 0 円/日
要介護 2	ユニット型個室	7 4 0 円/日
要介護 3	ユニット型個室	8 1 5 円/日
要介護 4	ユニット型個室	8 8 6 円/日
要介護 5	ユニット型個室	9 5 5 円/日

(2) 加算

加算名	介護報酬額	概要
日常生活継続 支援加算Ⅱ	46 円/日	①算定日の属する月の前 6 か月又は 12 か月間における新規入居者の総数のうち、要介護 4～5 の占める割合が 70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 65%以上であること。又はたんの吸引等が必要な入居者の占める割合が 15%以上である。 ②介護福祉士を常勤換算方法で入居者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上配置している。
看護体制加算Ⅰ	4 円/日	常勤の看護師を 1 名以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ	8 円/日	以下の要件に適合している場合 ①看護職員を常勤換算方法で入居者数が 25 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置している。 ②最低基準を 1 以上上回って看護職員を配置している。 ③当該施設の看護職員により又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保している。
夜勤職員配置 加算Ⅱ	18 円/日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上、上回っていること。
夜勤職員配置 加算Ⅳ	21 円/日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上、上回っていることに加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる職員を配置していること。 (登録喀痰吸引等事業者として都道府県登録)
個別機能訓練 加算Ⅰ	12 円/日	常勤機能訓練指導員を配置し、他職種共同の個別機能訓練計画を作成し、同意を得た上で計画的に機能訓練を行った場合。
個別機能訓練 加算Ⅱ	20 円/月	個別機能訓練加算Ⅰを算定し、個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し活用した場合。
ADL維持加算Ⅰ	30 円/月	入居者の ADL について評価し情報を厚生労働省に提出し、6 カ月目の評価対象者の ADL 利得が 1 以上である場合。
ADL維持加算Ⅱ	60 円/月	ADL維持加算Ⅰの要件と、6 カ月目の評価対象者の AD

		L利得が3以上。ADL維持加算Ⅰ、Ⅱのいずれかを算定。
若年性認知症利用者受入加算	120 円/日	若年性認知症患者を受入、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合。
外泊時費用加算	246 円/日	入居期間中に入院、外泊された場合、1ヶ月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定。ただし、入院・外泊の初日及び最終日は算定なし。
初期加算	30 円/日	新規入居及び30日を超えて入院した後に再入居した場合、入居後後30日間算定。
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	介護老人福祉施設より、居宅、他の介護施設や医療機関等に退所する際に、栄養管理に関する情報提供を、施設の管理栄養士が行った場合。
再入所時栄養連携加算	200 円/回	医療機関に入院した入居者が、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して再入居後の栄養管理に関する調整を行った場合。
退所前訪問相談援助加算	460 円/回	入居者の退居に先立って、入居者が退所後生活する居宅を訪問し、退居後利用するサービスについて相談援助を行った場合。
退所後訪問相談援助加算	460 円/回	入居者の退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合。
退所時相談援助加算	400 円/回	退居時に相談援助を行い、かつ入居者の同意を得て退居日から2週間以内に居宅地の管轄する市町村及び老人介護支援センターに対して文書にてサービスに必要な情報提供をした場合。 (1回を限度)
退所前連携加算	500 円/回	入居者の退所に先立って、入居者が希望する居宅介護支援事業者に対して、同意を得て文書にてサービスに必要な情報提供をし、連携し退所後のサービスの調整を行った場合。 (一人につき1回を限度)
退所時情報提供加算	250 円/回	医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を、施設より行った場合。
協力医療機関連携加算	100 円/月 (令和7年度～50 円/月)	協力医療機関との間で、現病歴などの情報共有を行う会議を定期的開催すること。
経口移行加算	28 円/日	経管により食事を摂取する入居者について、医師の指示に基づき、医師、その他の職種が共同し、経口移行計画書を作成している場合で、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合。(180日を限度)
経口維持加算Ⅰ	400 円/月	医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他の職種が共同して、入居者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入居者に対し、入居者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し

		ている場合であって、その計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士が、継続して経口による食事摂取のための特別な管理を行った場合。(6か月を限度とする)
経口維持加算Ⅱ	100円/月	経口維持加算Ⅰを算定し、入居者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議に医師(嘱託医以外)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。(6か月を限度)
口腔衛生管理加算Ⅰ	90円/月	歯科医師又は歯科衛生士の助言及び指導に基づいた口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されており、歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行った場合。
口腔衛生管理加算Ⅱ	110円/月	Ⅰの要件を満たし、口腔衛生に関する情報を厚生労働省に提出し活用した場合。
療養食加算	6円/回	医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食(糖尿病食、心臓病食など)及び特別な場合の検査食を提供した場合。 (1日3食を限度とし、1食を1回とする。)
特別通院送迎加算	594円/月	透析が必要な入居者の送迎に対する加算。 家族や病院等の送迎が困難であり、月に12回以上の透析治療のための送迎を行った場合に算定。
配置医師緊急時対応加算 (下記を除く 通常的时间外)	325円/回	入居者の病状の急変等に備え、配置医師と施設の間で、あらかじめ連絡方法等について具体的な取り決めがなされており、配置医師、若しくは配置医師と連携した協力医療機関の医師が24時間対応できる体制を確保している場合、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し診療を行った場合。
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	650円/回	
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1300円/回	
看取介護加算 (死亡前45~31日)	72円/日	看取り介護に関する指針を定め、入居の際に入居者または家族に対して、指針の内容を説明し、適宜指針の見直しを行った場合。また、医師が医学的見地から回復の見込みがないと判断し、入居者もしくは家族が施設での看取りを希望した場合に、看取り介護計画書を作成し、同意を得ながら看取り介護を行った場合。
看取介護加算 (死亡前30~4日)	144円/日	
看取介護加算 (死亡前3~2日)	780円/日	
看取介護加算 (死亡日)	1580円/日	
在宅復帰支援機能加算	10円/日	家族との連絡調整を行い、入居者が利用を希望する居宅介護支援事業所に対して、居宅サービスに必要な情報提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円/日	認知症の日常生活自立度Ⅲ以上である利用者が、全体の50%以上「認知症介護実践リーダー研修」の修了者を、日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20人未満の場合は1人以上を配置。 20名以上の場合は当該対象者数が19人を超えて10人またはは端数が増えるごとに1人以上配置。

		当該事業所の職員に対して、認知症ケアに関連する留意事項の伝達または技術的指導に関わる会議を定期的開催。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入居することが適当であると判断した者に介護福祉施設サービスを行った場合。 (7日を限度)
認知症チームケア推 進加算 (I)	150 円/月	①入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。 ②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護にかかる専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合。 ③対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行った場合。 ※認知症ケア加算を算定している場合は算定不可。
認知症チームケア推 進加算 (II)	120 円/月	①、③及び④に適合している場合。 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること。 ※認知症ケア加算を算定している場合は算定不可。
褥瘡マネジメント 加算 I	3 円/月	褥瘡発生のリスクについて評価し情報を厚生労働省に提出・活用し、計画の作成・実施・見直しを行った場合。
褥瘡マネジメント 加算 II	13 円/月	褥瘡マネジメント加算 I の要件を満たし、対象入居者に褥瘡発生がない場合。褥瘡マネジメント加算 I、II のいずれかを算定。
排せつ支援加算 I	10 円/月	排泄の要介護状態の軽減見込みについて医師又は看護師が評価し、その情報を厚生労働省に提出・活用し、支援計画の作成・実施・見直しを行った場合。
排せつ支援加算 II	15 円/月	排泄支援加算 I の要件を満たし、排泄の状態が改善し悪化しない又はオムツ使用が改善した場合。
排せつ支援加算 III	20 円/月	排泄支援加算 I の要件を満たし、排泄の状態が改善し悪化しないかつオムツの使用が改善した場合。排泄支援加算のいずれかを算定。
自立支援促進 加算	280 円/月	入居時に医師が入居者に対し自立に必要な評価を行い、その他職種と共同計画を策定、実施、見直しを実施、情報を厚生労働省に提出・活用し支援計画の作成・実施・見直しを行った場合。

科学的介護推進体制 加算Ⅱ	50 円/月	心身の状況等に関する基本情報を厚生労働省に提出しそれにより得られた情報を必要に応じ計画の見直しに活用した場合。
安全対策体制 加算	20 円/回	外部研修を受けた担当者と対策部門を設置し、対策実施体制が整備されている場合、入居時に 1 回算定。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 円/月	医療機関から 3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けた場合。
新興感染症等施設療 養費	240 円/日	厚生労働大臣が定める感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を実施した上で該当する介護サービスを提供した場合、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定。
生産性向上推進体制 加算（Ⅰ）	100 円/月	介護現場の生産性向上に資する取り組み（介護ロボット、ICT テクノロジーの導入）を行った場合。 見守り機器等テクノロジー（介護記録ソフトウェア導入、見守りセンサー導入、職員の通信手段としてのインカムの導入など）を実施し、1 年以内に 1 回以上の業務改善取り組み効果を示すデータを提供。
生産性向上推進体制 加算（Ⅱ）	10 円/月	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討するための委員会の開催や安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合。見守り機器等を 1 つ以上導入し、1 年以内に 1 回以上の業務改善取り組み効果を示すデータを提供した場合。
介護職員処遇改善加算Ⅰ		月の所定単位（サービス費＋算定する加算）× 8. 3 % 令和 6 年 5 月まで
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		月の所定単位（サービス費＋算定する加算）× 2. 7 % 令和 6 年 5 月まで
介護職員等ベースアップ等支援加算		月の所定単位（サービス費＋算定する加算）× 1. 6 % 令和 6 年 5 月まで
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		月の所定単位（サービス費＋算定する加算）× 1 4. 0 % 令和 6 年 6 月～

### (3) 食費・居住費

料金の種類	利用者負担段階	1日当たりの金額	
		令和6年 7月まで	令和6年 8月～
食費 「食材料費+調理コストに相当する費用」	第1段階認定者	300円	300円
	第2段階認定者	390円	390円
	第3段階認定者①	650円	650円
	第3段階認定者②	1,360円	1,360円
	認定者以外	1,445円	1,500円
居住費 「施設の利用代(原価償却費)+電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用」	第1段階認定者	820円	880円
	第2段階認定者	820円	880円
	第3段階認定者	1,310円	1,370円
	認定者以外	2,006円	2,070円

- ・食費内訳 朝食：450円 昼食：550円 夕食：500円
- ・入院、外泊、外出により、1日の喫食数が3食未満の場合は、その食事の合計金額となります。(第1～第3段階の方は、合計金額の低い方を適用)
- ・入居期間中に入院、外泊等により不在となる間、同意をいただいた上で空きベッドを短期入所生活介護等他の利用者様へ転用いたします。他者が居室利用中は料金の負担はありません。
- ・入所期間中に入院、外泊された場合の料金は下記のとおりとなります。  
(令和6年7月まで) 6日以内：外泊時費用加算 + 居住費(負担段階適用額)  
7日以降：室料相当額  
(令和6年8月から) 6日以内：外泊時費用加算(246円/日) + 居住費(負担段階適用額)  
7日以降：居住費 2,070円/日

## 2. 利用者負担段階について

第1段階 認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階 認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金額が80万円以下
第3段階①認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が80万円超120万円以下
第3段階②認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が120万円超

- ・上記に該当される方は、市役所高齢者福祉課又は各支所市民福祉課窓口で申請して下さい。
- ・上記に該当される方でも次のいずれかに該当する場合は減免の対象外となります。  
市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税の場合  
市民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が以下の金額を超える場合(預貯金等が減少して要件を満たすようになった場合は申請にて対象となります)

合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が80万円以下(第2段階)	単身 650万円 夫婦 1,650万円
合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が80万円超120万円以下(第3段階①)	単身 550万円 夫婦 1,550万円
合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が	単身 500万円

## 3. その他費用について

料金の種類	金額
日常生活費	150 円／日
特別な食事の費用	実費相当額
理美容代	実費相当額
行事参加費	実費相当額
嗜好品	実費相当額
預り金等管理費	1,000 円／月
受領証明書	1 月分 200 円（別途消費税）
電化製品電気代	1 製品につき 20 円／日（充電1 製品 100 円／月）
外泊時居室料金	7 日目以降 2,070 円/日（令和6年8月1日から） 7 日目以降 室料相当額（令和6年7月31日まで）
家族等宿泊料	1 名につき 500 円／泊
エンゼルケア	4,650 円
医師タクシー代	実費相当額

- ・ 日常生活で通常必要となるものに係る費用（日常生活費）は、利用者個人またはそのご家族等の選択により利用されるものであります。
- ・ 日常生活費・・・歯ブラシ、シャンプー、おしぼり、エプロン、タオル類等の費用を指します。
- ・ 紙おむつ類、施設内で行う洗濯にかかる料金はいただきません。